

各位

2025年8月4日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
EMAIL : info@stracap.jp

株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード8871）代表取締役に対する 株主代表訴訟の提起について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、弊社及びファンドは株式会社ゴールドクレスト（以下「当社」といいます。）の株主です。

当社の代表取締役社長である安川秀俊氏は、安川秀俊氏個人が間接的に発行済株式数の100%を保有していた株式会社佐藤秀（以下「佐藤秀」といいます。）をして、当社取締役会の承認を経ることなく当社と競業する取引を行いました。

弊社は、当社（当社の監査役）に対し、2025年5月22日付の書面により、安川秀俊氏に対して損害賠償責任を追及する訴えを提起するように請求していましたが、同年7月22日に当社監査役は損害賠償責任を追及する訴えを提起しないことを決定し、同月23日に当社はその旨を公表したため、同年8月1日に、弊社は安川秀俊氏に対して以下の内容の株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

記

株主代表訴訟の概要

会社法356条1項の規定により、安川秀俊氏が第三者（佐藤秀）のために当社の「事業の部類に属する取引」を行う場合、当社取締役会による競業取引の承認がなされることを要しますが、安川秀俊氏は取締役会の承認を得ることなく、佐藤秀をして分譲マンション（以下「佐藤秀物件」といいます。）を建設及び販売する取引、すなわち「事業の部類に属する取引」を行いました。従って、安川秀俊氏は当社取締役としての競業避止義務に違反していることから、安川秀俊氏は当社に対して損害賠償義務を負います。

会社法423条2項の規定により、佐藤秀が得た利益の額として推定される20億7,084万円（注）は会社に生じた損害と推定されるため、弊社は、安川秀俊氏に20億7,084万円の損害賠償金を当社に支払うことを求めています。

損害額の算定根拠

弊社は、佐藤秀物件の販売による収益（A）は、佐藤秀物件の推定平均販売価格に販売戸数を乗じて72億9,168万円と推定しています。

また弊社は、佐藤秀物件の利益率（B）は、佐藤秀物件と用地の取得時期や売主、最寄り駅、間取り、建設時期及び販売時期が類似する当社の分譲マンションの販売されている2023年12月期から2025年3月期の6四半期における当社の累計営業利益率28.4%と近似すると推定しています。

その結果、弊社は、佐藤秀物件の販売によって佐藤秀が得た利益の額を、20億7,084万円（＝（A）×（B））と推定しています。ただし、20億7,084万円という金額は、公開情報を基に弊社が推定した金額であり、増減する可能性があります。

以上

本プレスリリースと関連するプレスリリースは以下のとおりです。

2025年1月27日：株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード8871）に対する司法手続きの開始及び特集サイトの開設について ([link](#))

2025年5月29日：株式会社ゴールドクレスト（東証スタンダード：コード8871）代表取締役に対する損害賠償責任を追及する訴え提起の請求について ([link](#))